



機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安庁の機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社の機関
放送事業者の機関
通信社の機関
預貯金業務を行う機関
国又は地方公共団体の機関

- 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- データ伝送サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。
- 通信が輻輳し、加入者の快適な通信が阻害される等本サービスに著しい支障を与えもしくは与える恐れがあると当社が判断した場合、本サービスの利用を制限することがあります。

## 第11章 料金等

### 第1節 料金

#### 第38条 (料金の適用)

- 当社が提供するデータ伝送サービスの料金は、登録費、利用料金、端末接続装置使用料、付加機能使用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。
- 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

### 第2節 料金の支払義務

#### 第39条 (利用料等の支払義務)

契約者はその契約に基づいて当社がデータ伝送サービスの提供を開始した日(付加機能又は端末接続装置の提供については、その提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった日(付加機能又は端末接続装置の廃止については、その廃止があった日)の前日までの期間について、当社が提供するデータ伝送サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料(以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。)の支払を要します。

- 前項の期間において、利用の一時休止等によりデータ伝送サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。
  - 利用の一時休止をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
  - 利用休止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
  - 前号の規定によらぬか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、データ伝送サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区別	支払を要しない料金
契約者の責めによらない理由により、そのデータ伝送サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によりすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(次号に該当する場合を除きます。)、に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)(について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのデータ伝送サービスについての利用料等(その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。))。
当社の故意又は重大な過失によりそのデータ伝送サービスを全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのデータ伝送サービスについての利用料等
移転に伴って、そのデータ伝送サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなかった日から起算して、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのデータ伝送サービスについての利用料等。

- 当社は、支払を要しないこととされた利用料等がすでに支払われているときは、その料金を返還します。

#### 第40条 (月額料金の目録)

当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金(以下この条において「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割りします。

- 暦付の初日以外の日にデータ伝送サービスの提供開始があったとき。
- 前条第2項の表の規定に該当するとき。

#### 第41条 (加入料の支払義務)

契約者は、第48条(契約申込みの方法)、第12条(契約申込みの方法)の規定に基づき契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する加入料の支払いを要します。

#### 第42条 (手続きに関する料金等の支払義務)

契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

#### 第43条 (工事に要する費用の支払義務)

契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に要する費用の支払いを要します。この場合において、支払いを要する工事業は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

- 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に關して解除等があったときまでに着手した工事部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

## 第3節 割増金及び延滞利息

#### 第44条 (割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

#### 第45条 (延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

## 第12章 保守

#### 第46条 (当社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

#### 第47条 (契約者の維持責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

#### 第48条 (設備の修理又は復旧)

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理又は復旧します。この場合、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、当該各機関との協議により定められたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信
1	気象機関に設置されるもの
	水防機関に設置されるもの
	消防機関に設置されるもの
	災害救助機関に設置されるもの
	警察機関に設置されるもの
	防衛機関に設置されるもの
	輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
	通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
	電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
	選挙管理機関に設置されるもの
	新聞社の機関に設置されるもの
	放送事業者の機関に設置されるもの
	通信社の機関に設置されるもの
	預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの
	国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

### 第49条 (契約者の切り分け責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備(当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障の無いことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

- 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社又は当社が指定するものが当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

## 第13章 損害賠償

### 第50条 (責任の制限)

当社は、データ伝送サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのデータ伝送サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

- 前項の場合において、当社は、データ伝送サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのデータ伝送サービスの利用料等の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 前項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、第39条(月額料金の日割)第2項及び第6号端処理の規定に準じて取り扱います。
- 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりデータ伝送サービスの提供をしなかったときは、前各項の規定は適用しません。

#### 第51条 (免責)

- 当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条(責任の制限)の規定によるほか、何らの責任も負いません。
- 当社は、データ伝送サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
  - 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、当社が別に定める技術基準の変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は、自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

## 第14章 補則

### 第52条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求したものに通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### 第53条 (利用に係る契約者の義務)

- 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線索その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備又は自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- 契約者は、故意に契約者回線を保留にしましたま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
  - 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
  - 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
  - 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は棄損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事に必要な費用を支払っていただきます。
  - 契約者は、データ伝送サービスを利用するにあたって、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。

- 公序良俗に反する行為
- 犯罪行為及びそれに結びつく行為
- 第三者の権利、財産又はプライバシーを侵害する行為
- 他者に不利益を与える行為、又は誹謗中傷する行為
- 約款に違反する行為その他データ伝送サービスの運営を妨げるすべての行為
- コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用または提供する行為
- 法令に違反しまたは違反する恐れのある行為

#### 第54条 (契約者からの設置場所の提供等)

- 当社は、データ伝送サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。
- 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
  - 当社は、契約者回線の終端のある構内又は建物内において、契約者から管路等の特別な設備を使用して契約者回線を設置することを求められたときは、契約者の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
  - 当社が契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

#### 第55条 (機密保持)

- 加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。
- 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜査・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
  - 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。

- 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

#### 第56条 (第三者に使用させるときの加入者の義務)

加入者が、加入者の自営端末設備または自営電気通信設備を介し当社電気通信設備を加入者以外の第三者に使用させるときは、本約款により加入者に課すと同等の義務をこの第三者に対しても課させていただきます。この第三者が本約款による義務を怠った場合、加入者はこの第三者の行為も当社に対し責任を負って下さい。

#### 第57条 (個人情報)

- 当社は、加入者の個人情報を別途オンライン上に掲示する「個人情報保護方針」及び「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。
- 当社は、加入者の個人情報を別途オンライン上に掲示する利用目的以外に利用しないものとし、加入者の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。
  - 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜査・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
  - 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第2項の規定にかかわらず、個人情報の照会に応じることができるものとします。

#### 第58条 (通信の秘密)

- 当社は、法第4条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。
- 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜査・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
  - 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、加入者の通信の照会に応じることができるものとします。

#### 第59条 (技術的条項及び技術資料の開覧)

当社は、データ伝送サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がデータ伝送サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を開覧に供します。

#### 第60条 (営業区域)

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

#### 第61条 (開覧)

この約款において、当社が別に定めるところとしている事項については、当社は開覧に供します。

#### 第62条 付則

- この約款は、認可後速やかに実施します。
- この改正約款は、平成14年11月1日より実施します。
- この改定約款は、平成18年2月1日から実施します。